

大分県高齢者福祉課

平成26年8月20日発行

O I T A かいごだより



【目次】

- 介護サービス情報の公表について
- 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱い
- 介護職員処遇改善加算制度について
- 「健康づくりのための睡眠指針2014」について
- 平成26年度介護保険事業所トップセミナーの開催について

●介護サービス情報の公表について

介護サービス情報の公表制度は、介護保険法に基づき平成18年4月からスタートした制度で、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較検討して、適切に選ぶための情報を提供する仕組みです。

平成26年度における介護サービス情報の公表についての報告及び情報公表事務に関する計画を定めましたので、お知らせします。

【報告の対象となる介護サービス事業者】

介護サービス（一部、対象外あり）を提供する介護サービス事業者のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 計画の基準日（平成26年4月1日）前の1年間において提供を行った介護サービスに係るサービスの対価として支払を受けた金額（介護報酬額）が100万円を超えるもの
- (2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に、新たに介護サービスの提供を開始するもの

【報告の提出先】

大分県福祉保健部高齢者福祉課

※原則として、インターネットによる報告とします。

【スケジュール】

区 分	報告開始	報告期限	審査・公表
既存事業所	平成26年10月1日	平成27年1月31日	平成27年2月
新規事業所（4～6月指定）	平成26年8月1日	平成26年9月30日	平成26年10月
新規事業所（7月指定）	平成26年8月1日	平成26年9月30日	平成26年10月
新規事業所（8～3月指定）	指定を受けた日の属する月の翌月1日	指定を受けた日の属する月の翌月末日	指定を受けた日の属する月の翌々月

【事業者への通知】

報告対象の事業所ごとに、大分県高齢者福祉課から報告月等をお知らせする通知を送付しますので、通知の内容を確認後に、介護サービス情報公表システムにログインして報告を行ってください。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】 介護サービス情報の公表

<http://www.pref.oita.jp/site/144/24kaigo-service-kouhyou.html>

●居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱い

平成18年4月の介護報酬改定で設けられた居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算について、平成26年度の取扱いを定めました。

つきましては、平成26年9月12日（金）までに必要書類の提出をお願いします。

【制度の概要】

正当な理由（判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下であるなど事業所が小規模である場合等）がなく、指定居宅介護事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置づけられた指定訪問介護、指定通所介護又は指定福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の90を超えている場合には、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。（減算要件に該当した場合は、減算適用期間の居宅介護支援費のすべてについて減算を適用）

【特定事業所集中減算の判定期間と減算適用期間】

判定期間	減算適用期間	書類提出期限
前期：3月1日～8月末日	10月1日～3月31日	平成26年9月12日
後期：9月1日～2月末日	4月1日～9月30日	平成27年3月13日

【提出書類】

- すべての居宅介護支援事業所
 - 居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書
- 特定事業所集中減算に係る判定結果が90%を超えているが、正当な理由がある事業所
 - 理由書
 - 再計算書、居宅介護支援事業者別利用者数…必要に応じて提出

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて

<http://www.pref.oita.jp/site/144/syutyugensan.html>

《お問合せ先》

大分県高齢者福祉課 介護保険推進班 TEL：097-506-2692

●介護職員処遇改善加算制度について

高齢化の進展に伴い、介護ニーズが増大する中で、サービス提供を担う介護人材を確保することは重要な課題です。しかしながら、介護職員については、離職率が高い、人材確保が難しい等の状況にあり、これは介護職員の賃金が低い等の処遇の問題が一因であると考えられます。

このため、平成21年10月サービス提供分から介護職員の処遇改善を進めていくことを目的とした「介護職員処遇改善交付金」が設けられ、24年4月からは、これを引き継ぐ形で、「介護職員処遇改善加算」制度が設けられています（3年間）。

【制度の概要】

- 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対して、介護報酬に加算して支給され、この制度により、介護職員（常勤換算）1人当たり月約1万5千円の賃金改善が実施できます。（条件により金額は異なります。）
- 原則として、介護職員、介護従業者、訪問介護員等として勤務している職員が対象です。
- 加算分が介護職員の賃金改善に確実に充てられるよう、事業者は県に申請する際に賃金改善計画を策定する必要があります。
- 介護職員が、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされるよう、キャリアパスに関する要件が設けられています。

【これから算定を受けようとする場合】

算定を受けようとする月の前々月末日までに、介護職員処遇改善計画書及び添付書類の提出が必要です。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】平成26年度介護職員処遇改善加算を算定予定の皆様へ

<http://www.pref.oita.jp/site/144/25syogukaizenkeikakusyo.html>

●「健康づくりのための睡眠指針2014」について

厚生労働省健康局においては、睡眠分野における国民の健康づくりについて、平成14年度に「健康づくりのための睡眠指針」を策定し、取組を進めてきたところですが、今般、新たに「健康づくりのための睡眠指針2014」（以下「睡眠指針2014」という。）がとりまとめられました。

睡眠指針2014では、最新の科学的知見に基づいて見直しを行った結果、指針を7箇条から12箇条に拡大するとともに、その視点も「快適な睡眠」から「健康づくりに資する睡眠」へと変更しています。さらに、世代ごとの睡眠の取り方や睡眠と生活習慣病との関係などについても記載を充実しています。

つきましては、介護保険施設等においても積極的な活用をお願いします。

【睡眠12箇条】

1. 良い睡眠で、からだもこころも健康に。

2. 適度な運動、しっかり朝食、ねむりとめざまめのメリハリを。
3. 良い睡眠は、生活習慣病予防につながります。
4. 睡眠による休養感は、こころの健康に重要です。
5. 年齢や季節に応じて、ひるまの眠気で困らない程度の睡眠を。
6. 良い睡眠のためには、環境づくりも重要です。
7. 若年世代は夜更かし避けて、体内時計のリズムを保つ。
8. 勤労世代の疲労回復・能率アップに、毎日十分な睡眠を。
9. 熟年世代は朝晩メリハリ、ひるまに適度な運動で良い睡眠。
10. 眠くなってから寝床に入り、起きる時刻は遅らせない。
11. いつもと違う睡眠には、要注意。
12. 眠れない、その苦しみをかかえずに、専門家に相談を。

詳細については、下記のホームページをご覧ください。

【ホームページ】健康づくりのための睡眠指針2014（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000042749.html>

●平成26年度介護保険事業所トップセミナーの開催について

県では自立支援型ケアマネジメントを推進するため、個別のケアプランを多職種で検討する地域ケア会議の取組等を推進しています。また、平成25年度からは自立支援型のサービス提供を実践する事業所を育成するための研修会を大分県社会福祉介護研修センターに委託し実施しています。

今回は訪問介護及び通所介護事業所の開設者・管理者等を対象にしたトップセミナーを下記のとおり開催します。講師は先進地である埼玉県和光市で自立支援型サービスを実践されている、(株)日本生科学研究所の宮脇 聡氏にお越しいただき、自立支援型サービスの実践や制度改正に向けた事業所の今後のあり方等についてお話いただきます。参加を希望される場合は、お早めにお申し込みください。

【日 時】 第1組：平成26年 9月11日（木）9：00～16：00
第2組：平成26年 9月12日（金）9：00～16：00
第3組：平成26年10月16日（木）9：00～16：00

【会 場】 大分県社会福祉介護研修センター 3階 大ホール
〒870-0161 大分市明野東3丁目4番1号 TEL(097-)552-6888

【対象者】 県内の訪問介護事業所、通所介護事業所の開設者及び管理者等

【申 込】 下記ホームページで募集要項をご確認のうえ研修センターに直接お申し込みください。
※大分県社会福祉介護研修センターホームページ <http://www.okk.or.jp/wp/>
※受講申し込み〆切 平成26年9月5日（金）必着

【定 員】 各組100名（先着順・定員に達し次第募集終了）

【内 容】 講義Ⅰ「地域包括ケアシステムの構築に向けて」

～大分県内の最近の動向と介護保険制度改正について～

講師：大分県福祉保健部高齢者福祉課

講義Ⅱ「事業所における自立支援型サービス提供と

予防給付の段階的な地域支援事業への移行について」

講師：(株)日本生科学研究所 介護事業本部運営統括部長 宮脇 聡 氏